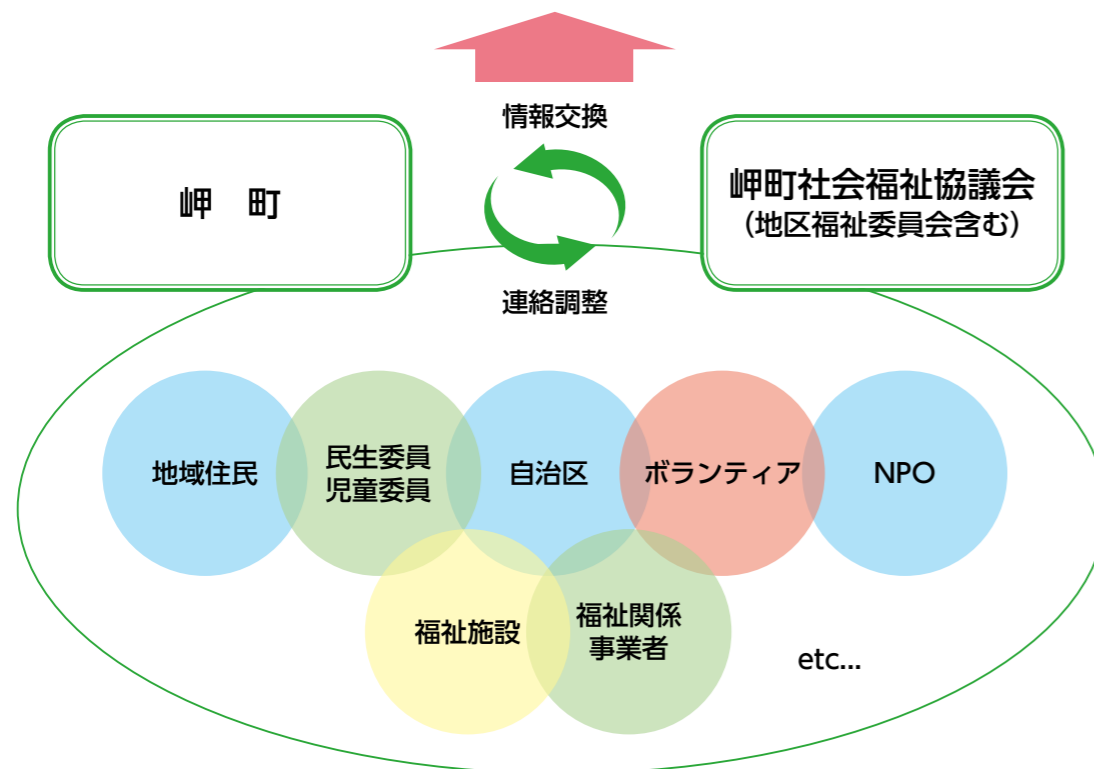


地域福祉の推進体制

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していく必要があります。「岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、岬町と岬町社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行います。

「心つながり ふれあう みさき」の実現へ



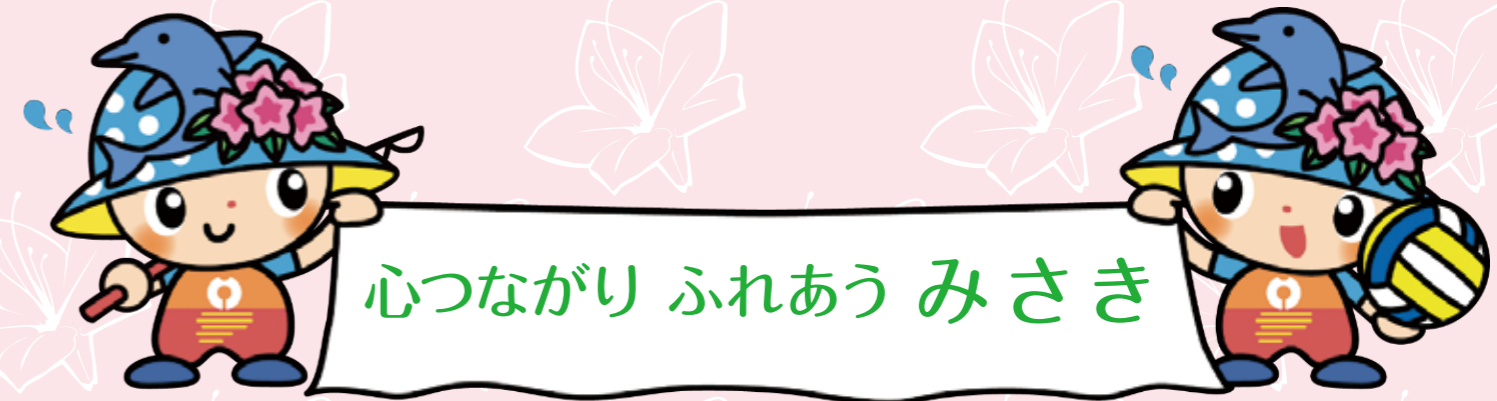
また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、地域住民をはじめとする、民生委員・児童委員、自治区、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者等と連携し、それぞれの役割のもと、協働による「心つながり ふれあう みさき」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

※「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」本編は岬町HPに掲載しています

第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

編集・発行
岬町 しまわせ創造部 福祉課 福祉係
社会福祉法人 岬町社会福祉協議会

第3次岬町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



平成31(2019)年3月

【地域福祉とは】

地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取り組みのことです。

【福祉教育と福祉共育】

「福祉教育」とは、人権思想を基礎に福祉文化の創造や福祉のまちづくりを目的として、日常的な実践や運動に取り組む住民主体形成を図るための教育活動と定義されています。

一方、岬町が位置づける「福祉共育」は、子どもを含む地域住民が自分たちの生活課題を発見し解決できる力をつけるため、「大人も子どもも、共に学びあい、共に育ち、共に生きる力を育む教育」と位置づけています。

計画の概要

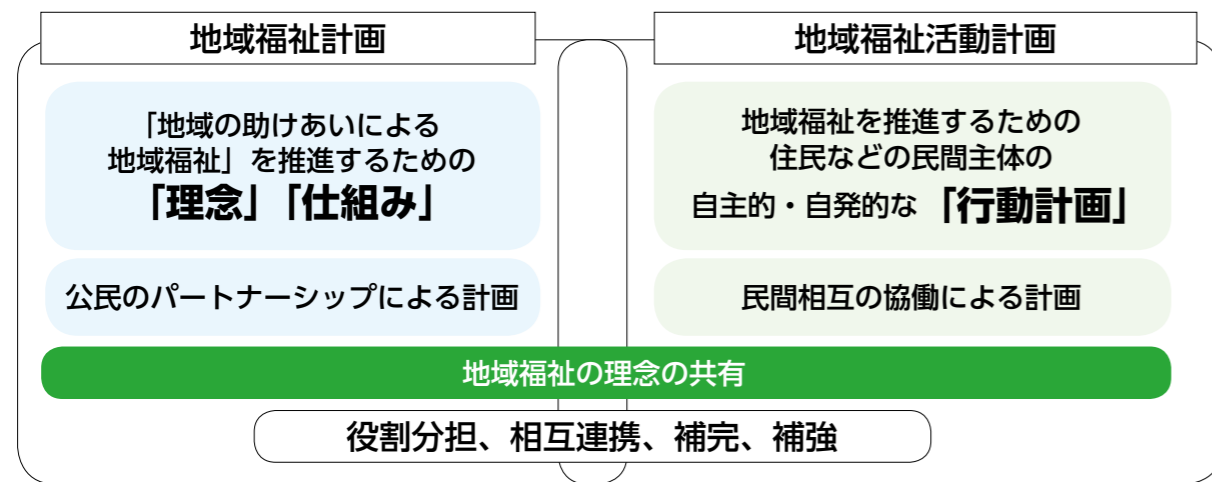
計画策定の趣旨

岬町が地域福祉の考え方の基本としている福祉共育の住民への浸透が、まだ十分とはいえない状況の中で、これまで以上に福祉共育を推進し、岬町で暮らすすべての住民の心をつなぎ、互いに支えあい、だれもが笑顔で暮らせる町の実現を目指すため「第3次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

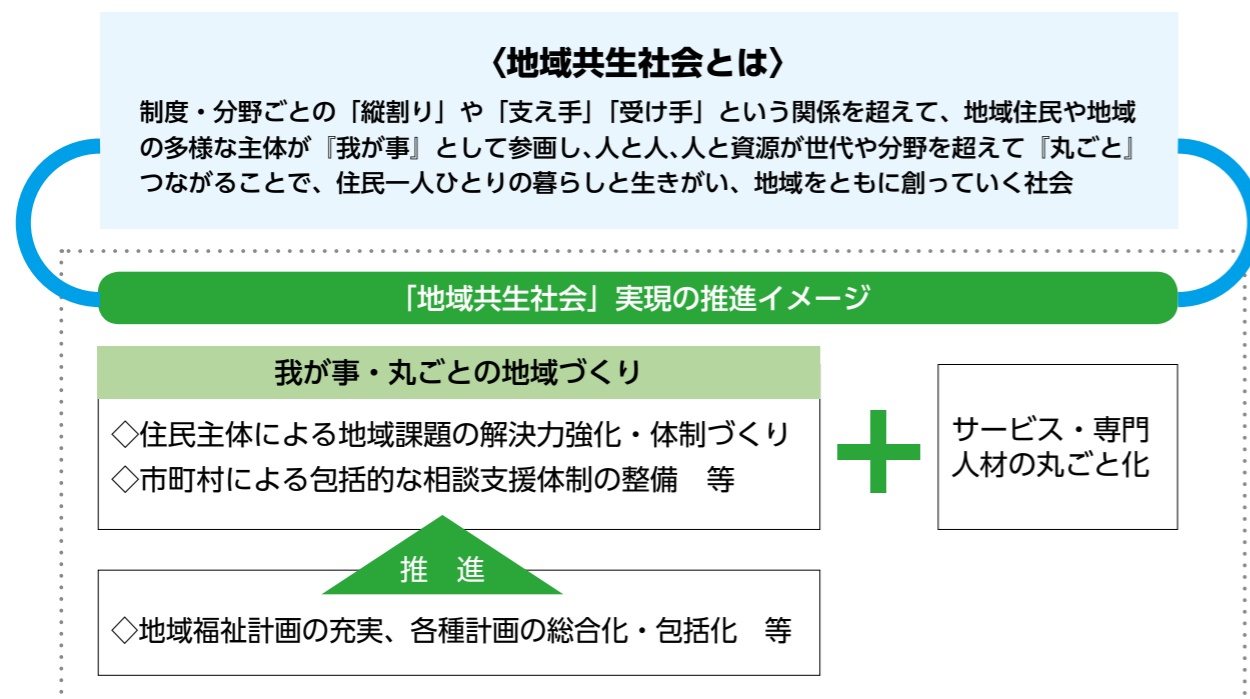
計画の期間

本計画の計画期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5ヵ年とします。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



新たな上位概念となる地域共生社会の制度的位置づけ



施策体系図

基本理念

心つながり
ふれあう
みさき

基本目標 1 福祉を共に育む 担い手・地域づくり

「子どもが変われば、大人も変わる・地域が変わる」をキーワードに、大人も子どもも地域の中で共に生き、学びあい、育ちあう「福祉共育」を、担い手の育成や福祉のまちづくりの基本として、展開していきます。



(1) 知る・ふれあう福祉共育の推進	① 福祉共育の啓発 ② 幅広い理解へ向けた啓発
(2) 支えあう担い手の育成	① 人材の育成・支援 ② 多様な地域組織の強化
(3) 地域のつながりの強化	① 地域の協働の促進

基本目標 2 公民協働で支えあう 地域の仕組みづくり

住民主体の多様な場づくりや、そこから発生する住民主体の活動を推進するとともに、多様な見守りや、近年頻発する自然災害への対応、買い物等の生活課題、防犯対策について公民協働で取り組んでいきます。



(1) 住民主体の支えあい活動の推進	① 住民主体の場づくり ② 住民主体の活動の推進
(2) 公民協働による福祉課題への対応	① 多様な見守りの推進 ② 防災・災害支援の充実 ③ 生活課題への対応 ④ 防犯・消費者啓発

基本目標 3 地域共生の実現を支える 基盤の整備

基盤となる福祉サービスの充実や権利擁護の取り組み、生活環境の整備について、関係機関との連携や働きかけを進めていきます。また、地域資源を活用したアウトリーチ（地域に出向いた支援）も含めた福祉の総合的な相談支援とともに、幅広い情報発信を推進します。



(1) 福祉基盤の整備	① 福祉サービスの充実 ② 地域包括ケアシステムの充実 ③ 権利擁護体制の充実・強化（岬町成年後見制度利用促進基本計画） ④ 生活環境の整備
(2) 相談・情報提供体制の強化	① 相談体制の強化 ② 情報発信力の強化

